

あ 監 第 44 号
令和6年2月21日

各位

総務部監理課長
(公印省略)

現場代理人の兼務の取り扱いについて (通知)

令和5年4月1日に通知した「現場代理人の兼務の取り扱いについて (通知)」を、下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

- 1 次の条件にすべて該当する場合は、あわら市発注工事での現場代理人の兼務を申請することができる。
 - (1) 兼務できるのは、5つの工事まで
(合併入札に係る工事は1工事とみなす)
 - (2) 各々の請負金額が4,000万円未満 (税込)
(建築一式は8,000万円未満)
 - (3) 兼務を認める工事は市、県、国発注の工事等において、当該発注者が兼務を認めた工事
- 2 適用年月日
令和6年3月1日以降に契約を行う工事から適用する。また、施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取扱いによるものとする。